

## 十和田市上下水道部水道課 平成24年度 水質検査計画



芳川原浄水場

十和田市では、市民の皆様へ安全でおいしい水道水を安定してお届けするために、平成24年度の水質検査計画を策定しました。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目・回数等を定めたものです。

### 【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水水質並びに水道水の水質状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目並びに検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査結果の公表
9. 水質検査結果の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携

## 1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道基準が適用される蛇口に加えて、浄水場出口とします。また、原水においても水質の確認のため検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加えて水質管理目標設定項目、その他十和田市が独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度は、
  - 1) 水道法に基づき、色、濁り、残留塩素効果の検査は蛇口で1日1回行います。また、一般細菌、大腸菌等水質基準10項目については、浄水場出口(浄水)、蛇口で月1回の検査を行います。
  - 2) 概ね3ヶ月に1回以上検査が必要とされる項目のうちで、過去の検査結果により検査回数を減らすことが可能な項目は年1回とします。また、検査回数を減らすことができない項目は、年4回検査を行いません。原水については、年1回、味・消毒副生成物を除いた全項目の検査を行いません。
  - 3) 水質管理目標設定項目については水源毎に浄水の工程管理上必要な項目や原水汚染状況把握の為のため、年1~12回の検査を行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

平成22年度の十和田市水道事業の給水状況は以下のとおりです。

事業名	計画給水人口	現在給水人口	計画1日最大給水量	実績1日最大給水量
上水道事業	62,900人	59,326人	29,528m <sup>3</sup>	21,812m <sup>3</sup>
簡易水道事業	12,875人	5,360人	8,878m <sup>3</sup>	4,706m <sup>3</sup>
合計	75,775人	64,686人	38,406m <sup>3</sup>	26,518m <sup>3</sup>

(平成23年3月31日現在)

$$\begin{aligned}
 \text{水道普及率} &= (\text{給水人口} / \text{行政区域の人口}) \times 100 \\
 &= (64,686人 / 65,694人) \times 100 \\
 &= \underline{98.5\%}
 \end{aligned}$$

### (2) 浄水施設の概要

十和田市の上水道の浄水施設は芳川原浄水場、米田浄水場の2箇所があります。芳川原浄水場では平成21年4月から高度浄水設備(膜ろ過設備・消石灰注入設備)が稼働しました。また、平成28年3月までの間に沢田地区簡易水道、上川目地区簡易水道、法量地区簡易水道、段ノ台地区簡易水道が上水道区域に順次、統合する予定です。

#### ① 施設の概要(上水道)

平成24年4月1日(予定)

施設名	芳川原浄水場	米田浄水場
所在地	十和田市大字赤沼字芳川原98-3	十和田市大字米田字森鉢41-2
原水の種類	浅層地下水 深層地下水	深層地下水
計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	29,300	228
浄水処理方法	膜ろ過方式(浅井戸) マンガン接触ろ過方式(深井戸)	消毒のみ
使用薬品 消毒剤	消石灰 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

施設名	法量浄水場	段ノ台・川口浄水場	上川目浄水場	沢田浄水場
所在地	十和田市大字法量字 篠ノ沢5-2	十和田市大字法量字 新田35-1	十和田市大字奥瀬字 生内101-70	十和田市大字沢田字 水尻山13-1
原水の種類	湧水	浅層地下水	深層地下水 湧水	浅層地下水 深層地下水
計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	225	63	954	1,275
浄水処理方法	消毒のみ	消毒のみ	消毒のみ	消毒のみ
使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

## ① 施設の概要 (簡易水道)

施設名	滝沢地区 簡易水道	清瀬・万内地区 簡易水道	長下地区 簡易水道	十和田湖畔地区 簡易水道
所在地	十和田市大字滝沢字 平100	十和田市大字大不動 字下久根8-9他	十和田市大字滝沢字 平89	十和田市大字奥瀬字十和 田湖畔字樽部462
原水の種類	深層地下水	深層地下水	深層地下水	深槽地下水
計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	110	145	102	1,500
浄水処理方法	消毒のみ	消毒のみ	急速ろ過方式	消毒のみ
使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	消石灰、炭酸ガス 次亜塩素酸ナトリウム

施設名	焼山地区 簡易水道	淵沢・片貝沢地区 簡易水道	百目木地区 簡易水道	高田・大畑野地区 簡易水道
所在地	十和田市大字法量字 焼山64-91	十和田市大字法量字 銀杏木地内	十和田市大字法量字 小倉川原地内	十和田市大字奥瀬字 大畑野242
原水の種類	湧水	湧水	湧水	湧水
計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,943	55	45	89
浄水処理方法	消毒のみ	消毒のみ	消毒のみ	消毒のみ
使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

## 3. 原水水質並びに水道水の水質状況

水源の汚染要因の監視や水質管理上注目すべき項目について定期的に検査を行うとともに適正な浄水処理を行って、市民の皆様へ安全でおいしい水道水をお使いいただいております。

水道水の水質状況につきましては、水道法に基づき毎日検査などを行って水道水の安全性を確認しております。

## 4. 検査地点

水質検査を行うための採水場所を次のとおり設定しました。

## (1) 水源(原水)

原水の水質把握のため、各水源の検査を実施します。

(2) 浄水場出口 (浄水)

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場出口(浄水)で水質基準項目の検査を実施します。

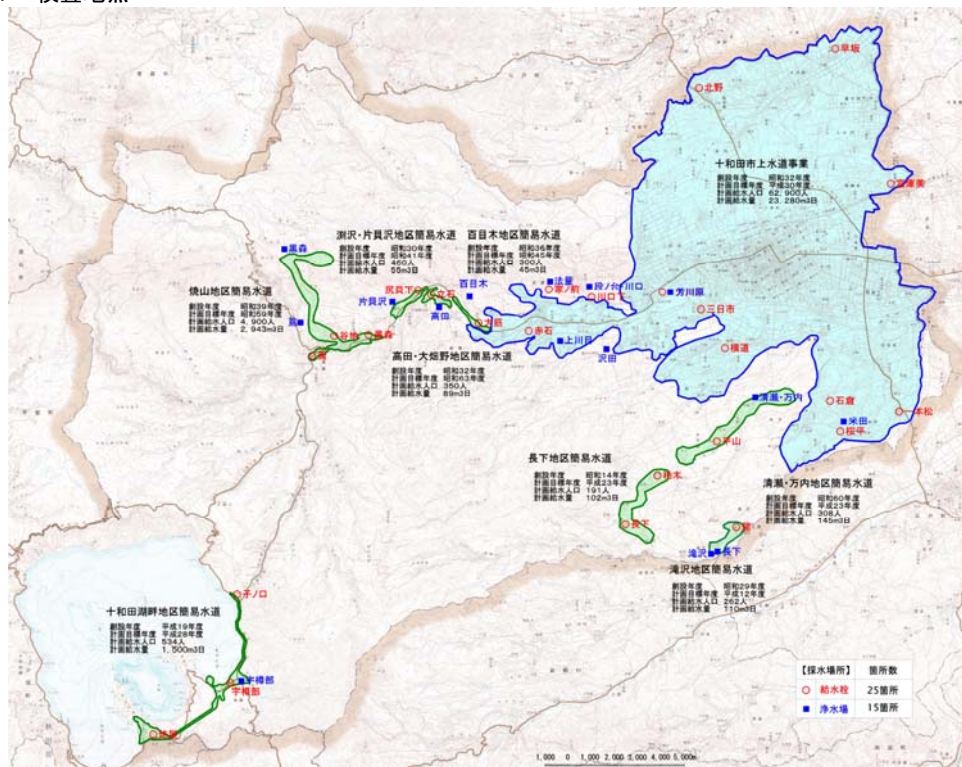
(3) 給水栓 (浄水)

毎月検査の検査地点は配水系統ごとに21箇所選定しました。毎日検査は、配水系統毎に管末を主として23箇所選定しました。(表1、図1参照)

表1 検査地点

浄水施設名 (上水道区域)	採水場所	毎月 検査	毎日 検査	浄水施設名 (簡易水道区域)	採水場所	毎月 検査	毎日 検査
芳川原浄水場	芳川原	○	○	宇樽部浄水場 (十和田湖畔地区簡易水道)	休屋	○	○
	北野	○	○		宇樽部		○
	富庫美	○	○		子ノ口	○	
	一本松	○	○	焼山浄水場 (焼山地区簡易水道)	蕨	○	○
	早坂	○	○		谷地	○	○
	横道		○		黒森	○	
米田浄水場	石倉	○	○	片貝沢浄水場 (沢沢・片貝沢地区簡易水道)	尻貝下	○	○
	桜平		○	百目木浄水場(百目木地区簡易水道)	大筋	○	○
法量浄水場	家ノ前	○	○	高田浄水場 (高田大畑野地区簡易水道)	立石	○	○
段ノ台・川口浄水場	川口下	○	○	滝沢浄水場(滝沢簡易水道)	館	○	○
上川目浄水場	赤石	○	○	清瀬・万内浄水場 (清瀬・万内簡易水道)	平山	○	○
沢田浄水場	三日市	○	○	長下浄水場(長下地区簡易水道)	長下		○
					柏木	○	○
小計		10	12	小計		11	11
合計						毎月検査	21
						毎日検査	23

図1 検査地点



平成24年3月31日現在

## 5. 水質検査項目並びに検査頻度

- (1) 水質基準項目（法令に基づく水質検査）  
表2のとおり実施します。  
過去3年間の検査結果に基づき一部の検査項目の頻度を省略しました。
- (2) 水質管理目標設定項目  
表3のとおり実施します。
- (3) その他項目  
表4のとおり実施します。
- (4) 毎日検査項目（法令に基づく水質検査）  
表5のとおり実施します。

## 6. 水質検査方法

水質検査は水道課浄水係で検査可能な項目については自己検査により行いますが、検査機器等の都合により検査できない項目については、国へ登録している民間の検査機関へ委託して検査を行いません。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

## 7. 臨時の水質検査

水源等で次に示すような水質の変化があり、蛇口での水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、理化学検査、微生物検査などを行い、水道水の安全性の確保に努めます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

## 8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を水道課ホームページに掲載するほか、十和田市上下水道部水道課の掲示場を通して公表します。

## 9. 水質検査結果の精度と信頼性保証

検査項目は多種多様にわたっており、中には超微量の測定項目もあります。本市では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10以下の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数（CV）が無機化合物で10%以内、また有機化合物で20%以内の測定を行います。

### (2) 信頼性保証

国及び県が実施する精度管理試験に積極的に参加する他、内部精度管理を実施し、測定誤差が小さくなるように日頃から信頼性の保証に努めています。

## 10. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で健康被害が発生した場合には、県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ並びに県健康福祉部上十三保健所と連携し、被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、関係機関と情報交換を図りながら、現地調査を行い水質管理に努め、常に安全でおいしい水道水を供給します。

表2 水質基準項目(法令に基づく水質検査)

項目	基準値	法定検査回数 (期間は目安)	検査頻度(回/年)		委託の有無	備考
			原水	※2 浄水		
1 一般細菌	100 CFU/100mL 以下	1回/月	12	12	委託	法定検査回数
2 大腸菌 (MPN/100mL)	検出されないこと		12	12	委託	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1回/3ヶ月	1	1	委託	過去の検査結果により省略
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		1	1	委託	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	1	委託	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	1	委託	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	(別表1)	委託	
8 六価クロム及びその化合物	0.05 mg/L以下		1	1	委託	
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	1回/3ヶ月	1	4	委託	法定検査回数
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	※1 1回/3ヶ月	1	(別表2)	委託	過去の検査結果により省略
11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		1	(別表3)	委託	
12 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		1	1	委託	
13 四塩化炭素	0.002 mg/L以下		1	1	委託	
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		1	1	委託	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		1	1	委託	
16 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		1	1	委託	
17 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		1	1	委託	
18 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		1	1	委託	
19 ベンゼン	0.01 mg/L以下		1	1	委託	
20 塩素酸	0.6 mg/L以下	1回/3ヶ月	0	4	委託	法定検査回数 消毒副生成物のため、 浄水のみ検査
21 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		0	4	委託	
22 クロロホルム	0.06 mg/L以下		0	4	委託	
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下		0	4	委託	
24 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下		0	4	委託	
25 臭素酸	0.01 mg/L以下		0	4	委託	
26 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		0	4	委託	
27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下		0	4	委託	
28 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下		0	4	委託	
29 ブロモホルム	0.09 mg/L以下		0	4	委託	
30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0	4	委託		
31 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	※1 1回/3ヶ月	1	1	委託	過去の検査結果により省
32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		1	1	委託	
33 鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下		1	(別表4)	委託	
34 銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下		1	1	委託	
35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下		1	1	委託	
36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下		1	1	委託	
37 塩化物イオン	200 mg/L以下	1回/月	12	12	委託	法定検査回数
38 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	※1 1回/3ヶ月	12	(別表5)	委託	過去の検査結果により省
39 蒸発残留物	500 mg/L以下		1	(別表6)	委託	
40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	委託		
41 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	発生時期に 1回/月	1	1	委託	発生時期である7~9月 に検査
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下		1	1	委託	
43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	※1 1回/3ヶ月	1	1	委託	過去の検査結果により省
44 フェノール類	0.005 mg/L以下		1	1	委託	
45 有機物等(全有機炭素)	3 mg/L以下	1回/月	12	12	委託	法定検査回数
46 pH値	5.8以上8.6以下		12	12	委託	
47 味	異常でないこと		0	12	委託	
48 臭気	異常でないこと		12	12	委託	
49 色度	5度以下		12	12	委託	
50 濁度	2度以下		12	12	委託	

※1 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下であるときは、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下であるときは、3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則)

※2 採水場所は表1参照。

**十和田湖畔地区簡易水道(浄水)**は法定検査回数のおとり水質検査を実施する。

(別表1) 「ヒ素及びその化合物」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	芳川原、北野、富庫美、一本松、早坂、石倉 蔦、谷地、黒森、尻貝下、大筋、立石、平山、柏木
4	家ノ前、川口下、赤石、三日市 休屋、子ノ口、館

(別表2) 「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	芳川原、北野、富庫美、一本松、早坂、石倉、家ノ前、川口下、赤石 蔦、谷地、黒森、尻貝下、大筋、館、平山、柏木
4	三日市 休屋、子ノ口、立石

(別表3) 「フッ素及びその化合物」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	芳川原、北野、富庫美、一本松、早坂、石倉 蔦、谷地、黒森、尻貝下、平山
4	家ノ前、川口下、赤石、三日市、 休屋、子ノ口、大筋、立石、館、柏木

(別表4) 「鉄及びその化合物」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	芳川原、一本松、石倉、家ノ前、 谷地、立石、平山
4	北野、富庫美、早坂、川口下、赤石、三日市 休屋、子ノ口、蔦、黒森、尻貝下、大筋、館、柏木

(別表5) 「カルシウム・マグネシウム等(硬度)」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	北野、富庫美、石倉、家ノ前、川口下、赤石、三日市 蔦、谷地、黒森、尻貝下、大筋、立石、館、平山、柏木
4	芳川原、一本松、早坂 休屋、子ノ口

(別表6) 「蒸発残留物」検査頻度

検査頻度 (回/年)	検査地点
1	蔦、谷地、黒森、尻貝下、大筋
4	芳川原、北野、富庫美、一本松、早坂、石倉、家ノ前、川口下、赤石、三日市 休屋、子ノ口、立石、館、平山、柏木



表3 水質管理目標設定項目

項目	目標値	検査頻度 (回/年)	委託 の有無	備考
目12 農薬類	検出値と目標値の比の和として、 1 以下	1	委託	原水(浅井戸、湧水)を測定
目13 残留塩素	1 mg/L以下	12	委託	
目14 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上 100 mg/L以下	1	委託	
目15 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01 mg/L以下	1	委託	
目16 遊離炭酸	20 mg/L以下	12		計算法により算出
目19 有機物等(全有機炭素)	3 mg/L以下	12	委託	
目21 蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下	4	委託	
目22 濁度	1度以下	12	委託	
目23 pH値	7.5程度	12	委託	
目24 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1		計算法により算出
目27 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	委託	

表4 その他の項目

項目	検査頻度 (回/年)	委託 の有無	備考
他2 アルカリ度	1		基準項目と一緒に測定
他3 カルシウム硬度	1		
他4 電気伝導度	12	委託	
他11 クリプトスポリジウム	4		原水のみ測定
他12 ジアルジア	4		
他13 嫌気性芽胞菌	12		

表5 毎日検査項目(法令に基づく水質検査)

項目	評価	検査頻度
1 色	異常なし	毎日
2 濁り	異常なし	毎日
3 消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1 mg/L以上	毎日

**水質検査計画に関するお問い合わせ先**

〒034-0071

十和田市大字赤沼字芳川原 9 8 - 3

TEL 0176-23-2871 (浄水係)

FAX 0176-23-2990